

平成25年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成25年6月13日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成25年6月18日 午前9時 平成25年6月18日 午前10時41分			議長 武富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 戊	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	2 番	大 隈 敏 弘	3 番	井 上 敏 文	4 番	坂 井 正 隆
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川久保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	小 林 孝	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こども応援課長	鶴 崎 智 子	○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 議 事 日 程 表

▽平成25年6月18日

- 日程第1 議案第27号 江北町職員等の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第28号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第29号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
- 日程第4 議案第30号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第31号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第32号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第33号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第34号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第35号 江北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 報告第2号 平成24年度江北町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 日程第11 報告第3号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第12 報告第4号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第13 報告第5号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第14 議案第36号 江北町小型動力ポンプ付積載車整備事業物品売買契約の締結について
- 日程第15 請願第1号 「生活保護法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書」を採択するよう求める請願
- 日程第16 請願第2号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門など実施することを求める意見書を採択するよう求める請願
- 日程第17 請願第3号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願

---

午前9時 開議

○武富 久議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年第2回江北町議会定例会会期6日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま議案第36号及び請願第1号、請願第2号、請願第3号が上程されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第36号及び請願第1号、請願第2号、請願第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第36号及び請願第1号、請願第2号、請願第3号を上程いたします。

職員をして議案を朗読いたします。武富局長。

**○議会事務局長（武富利夫）**

(朗読省略)

**○武富 久議長**

朗読が終わりましたので、町長からの提案説明を求めます。田中町長。

**○町長（田中源一）**

おはようございます。それでは、提案いたしました提案理由の説明をいたしたいと思えます。

議案第36号 江北町小型動力ポンプ付積載車整備事業物品売買契約の締結について。

江北町消防団第3分団第7部と第11部の消防車両について、購入後22年経過し、老朽化した小型動力ポンプ付積載車を更新し、初動捜査の円滑化により消防力の向上を図るものであります。

なお、契約の相手方等内容につきましては、議案書のとおりのものでございます。よろしくお願いたします。

**○武富 久議長**

続きまして、請願第1号、請願第2号の趣旨説明を求めます。土渕茂勝君、御登壇願います。

**○土渕茂勝議員**

皆さんおはようございます。それでは、請願第1号 「生活保護法の一部を改正する法律

案の廃案を求める意見書」を採択するよう求める請願について、趣旨説明を行います。

請願者は山口新宿の岸川孝さん、紹介議員は私、土淵茂勝です。

請願趣旨に沿って述べたいと思います。

現行の生活保護制度では、生活保護の申請者が口頭でも意思を表示すれば、実施機関が要件を吟味し、保護を開始するかどうかを期限内に回答する義務を負っております。しかし、改正案では、申請者に書類提出の義務を負わせ、試算や収入などを記載した申請書の提出や、厚労省が定める必要書類の添付を求めています。申請時に必要書類がそろっていないと申請ができなくなってしまう。

さらに、現行法では扶養は保護利用の要件ではありませんが、改定案は扶養義務者や同居の親族に対して扶養が困難な理由について報告を求めることができるとしております。そうなれば、実施機関が官公署などに資産や収入などの資料提出を求め、銀行や雇い主に照会することまで可能になります。このことによって、保護申請に一層の萎縮的状況をもたらすこととなります。

このように、改正案は申請という制度入口で生活保護の締めつけを強め、申請権と人権を侵害するもので、行政による窓口で追い返す水際作戦を合法化するものであります。

国連の社会権規約委員会は、日本政府に対する勧告で「生活保護の申請手続きを簡略化し、申請者が尊厳をもって扱われる措置や、生活保護につきまとう恥の烙印を根絶するために国民を教育する」ことを求めています。今回の改定案は、国連勧告にも真っ向から反するものです。

先月の大阪市での母子の餓死を初め、札幌市の餓死、孤独死のような痛ましい出来事が相次いで起こっております。改正案は、こうしたことをさらに生み出すことは火を見るよりも明らかです。議会として、町民の暮らしと生活を守る立場で、生活保護法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書を採択し、政府に提出できるよう皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは、続いて請願第2号について趣旨説明を行います。

請願第2号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門など実施することを求める意見書を採択するよう求める請願です。

請願人は、上小田の香月孝俊さんです。紹介議員は私、土淵茂勝です。

請願趣旨を述べて趣旨説明にかえたいと思います。

有明海の状況を見ると、佐賀県のノリ養殖は、ここ数年、連続して生産日本一となっておりますが、西部、南部の漁場では、赤潮の発生による早い時期からのノリの色落ちが続くとともに、二枚貝については、全体の漁獲量が低迷するなど、漁業者にとって厳しい状況が続いております。あわせて、円安の中、燃油の高騰で経費もかさみ収益が上がっておりません。

こうした中、諫早湾干拓潮受け堤防排水門の開門調査については、漁民を初め佐賀県関係者が早期開門などを要請してまいりました。就任後、初めて佐賀県を訪問した林農林水産大臣は、開門の前倒しは厳しいなどの見解を示しております。

また、先日、開門時期の前倒しや最終的な全開門などを求めた佐賀県関係者連絡会の質問書に対して、国はいずれも否定的な見解の回答を示しております。

開門時期である本年12月はノリ漁期に当たることから、この時期を避けるよう強く求め得ている漁民を初め佐賀県関係者にとっては極めて遺憾な状況であります。

国は、福岡高裁控訴審判決の確定により、今年12月までに開門する義務を負っており、そのためにも、開門の開始時期を含め、開門実現に向けた具体的な工程表などを早急に示すことなどが求められております。諫早湾干拓潮受け堤防排水門の開門調査の前倒し実施などについて、2月県議会でも意見書が採択をされております。

漁民を初め関係者の強い願いを実現させるために、江北町議会として同趣旨の意見書を採択し、政府に提出できるよう、皆さんの協力をお願いしたいと思います。

#### ○武富 久議長

次に、請願第3号の趣旨説明を求めます。池田和幸君の御登壇をお願いします。

#### ○池田和幸議員

おはようございます。それでは、請願第3号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願の趣旨説明を行いたいと思います。

請願者は陣内一之さんです。

教育予算の拡充を求める意見書への趣旨説明。

教育は未来への先行投資であり、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。少人数学級について、小学校1年生の基礎定数化が図られ、学級編成標準を順次に改定することは、その他の措置を講ずることに検討が求められており、今後、35人以下学級を着実に実行していただきたい。

しかし、義務教育国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地

方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体自体に少人数教育を推進することには限界があります。また、日本の教育予算はGDPに占める教育費の割合や教職員数などに見られるようにOECD加盟国の中で日本は最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的に低いと言わざるを得ない。

一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大、固定化が進んでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって教育水準に格差があってはならないと考えます。子供たちに豊かな教育を保障することは極めて大切なことで、ひとしく良質な教育が受けられなくてはなりません。そのためには、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させることが必要です。

このような趣旨から、義務教育国庫負担制度の趣旨にのっとり、本制度の堅持及び財政確保を強く要請し、意見書への採択をお願いいたします。

以上です。

#### ○武富 久議長

以上で提案理由の説明が終わりましたので、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

#### 日程第1 議案第27号

#### ○武富 久議長

日程第1. 議案第27号 江北町職員等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

字句の問題が1つあります。ちょっとわからなかったところですが、第1条の一番下ですが、江北町企業職員の給与の種類というふうになっておりますけれども、企業職員というのはどういう職種なのかをちょっと教えていただきたいと思います。

もう1点は、これは手当にも影響が出てくるのかどうかですね。これも聞きます。

#### ○武富 久議長

相原総務企画課長、答弁を求めます。

#### ○総務企画課長（相原 守）

土渕議員の質問にお答えしたいと思います。

企業職ということですが、企業はうちの場合は公営企業として上水道会計があると

いうことから企業職員ということになります。

もう1つ、手当に影響するのかということですが、今回は本俸、給料のみということでの対応をしたいということで考えております。

以上です。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。よって、議案第27号は常任委員会に付託することに決しました。

## 日程第2 議案第28号

**○武富 久議長**

日程第2. 議案第28号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

**○土渕茂勝議員**

これもちょっと、町長も説明されたと思いますけど、ちょっとまだ理解できておりませんので、この改正の当分の間を6月30日までにというふうに変った中身について、もう少しわかりやすく説明をお願いします。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長、答弁を求めます。

**○総務企画課長(相原 守)**

土渕議員の質問にお答えしたいと思います。

当分の間ということで、平成18年度から条例改正の折に行っておりましたが、今回、職員等の異動等がございまして、私たちがなったときは——そうですね、五十四、五、六、七、早くてそういうふうな状況で管理職になっておりました。現在、高齢化というか、団塊の世

代の退職等によって管理職になる方がだんだん若返ってきたということから、給与関係で逆転現象というんですか、今、職員では55歳以上の職員については昇給延伸を行っております。ということで、55歳未満の職員の方たちはそのまま昇給しているということから、逆転現象というんですかね——というのが出てきたということから、それを是正するためのものであります。

○武富 久議長

いいですか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は常任委員会に付託することに決しました。

### 日程第3 議案第29号

○武富 久議長

日程第3. 議案第29号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第29号 江北町市町総合事務組合理約の変更に係る協



議については原案どおり可決と決しました。

#### 日程第4 議案第30号

##### ○武富 久議長

日程第4. 議案第30号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。2番大隈君。

##### ○大隈敏弘議員

1点だけお伺いしますけれども、この中の妊娠希望者等を対象とした風疹予防接種事業とありますけれども、それで私がちょっときょうお聞きしたいのは、今現在、首都圏あたりでかなり風疹が出ておりますけれども、これを今現在、江北町では妊娠希望者を対象にしておられますけれども、過去にそういった接種をしていない方がおられると思うんですよね。そうした方がかなり今、風疹にかかっておられるという話を聞きますけれども、そこら辺はどう考えておられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

##### ○武富 久議長

北島福祉課長、答弁を求めます。

##### ○福祉課長（北島 博）

大隈議員の御質問にお答えします。

今回の妊娠を希望される方とか、妊娠されている方については予防接種ができませんので、同居されている方を対象に予防接種を行うわけですがけれども、この分については風疹を予防するんじゃなくて、風疹にかかったために胎児のほうに影響が出ますので、それを防ぐために今回、妊娠を希望される女性、その方たちと、妊娠されている方については同居親族の方を対象に、今回予防接種をするということでございます。

##### ○武富 久議長

2番大隈君。

##### ○大隈敏弘議員

いや、予防接種と風疹にかかった人の接種の仕方が違うということですかね、そこら辺を。

##### ○武富 久議長

北島福祉課長、答弁を求めます。

##### ○福祉課長（北島 博）

今回の場合も、予防接種の目的というのが、あくまでも生まれてくる子供に障害が発生する可能性を抑えると、そういった障害を持って生まれる子供たちをなくすために、妊娠を希望される、まだ妊娠されていない女性の方、その方たちに風疹の免疫をつけてもらうと、そのための予防接種と、既にもう妊娠されている方については、その方に直接予防接種ができませんので、その方が風疹に罹患するリスクを減らすために、常に同居されている、近辺におられる方に対して予防接種を行うということで、風疹にかかることを抑えるための予防接種という意味では、今回ちょっと趣旨が若干違うんですね。あくまでも子供たちが障害を持たないようにということで、一番リスクのあるところを減らすということで、それで先ほど言われたように、年齢に応じて既に予防接種をされているのが、ことし23歳になる子供たちについては約9割程度が予防接種をするようになっております。それ以前が、それぞれの年代によって制度が変わってきて、女性の場合は1回だけの接種とか、年齢がもうちょっと上になれば、中学時代に集団接種をされたと。ただし、その方たちが全て100%接種されていませんので、接種されていない方とか、免疫がついていない女性を中心に今回は予防接種をするということでございます。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

今、風疹にかかっている方は対象外ということですね、それでよろしいですか。

○武富 久議長

北島福祉課長、答弁を求めます。

○福祉課長（北島 博）

既に風疹にかかられた方については、予防接種をする必要はありませんので、風疹にかかれば当然……

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

そういうことじゃなくて、過去に風疹予防接種とか受けていない方は対象外ということですかね。そこら辺、理解してよかですか。

○武富 久議長

北島福祉課長。

**○福祉課長（北島 博）**

受けた方について、以前は1回だけとか、そしてまた受けられていない方もいらっしゃいますので、1回だけでは免疫が切れている可能性もありますので、そちらのほうは問診によって保健センターのほうで直接申請をしてもらうわけですが、その方の状況を確認しながら保健センターのほうで対応してまいりますので。

**○武富 久議長**

ほかにありませんか。9番西原君。

**○西原好文議員**

主要説明の中でちょっとお聞きしたいと思います。

まず主要説明の1ページ目の総務企画によるコミュニティ助成事業、この点で今回、平山区の防災組織育成事業補助金ということで、AEDや担架、発電機などを補助されるように計画されておりますけど、今までが笛だとか、太鼓だとか、はっぴだとかが主だったんですけど、今回からこういった自主防災に対しての補助も対象になっておりますけど、こういったものであれば、よその地区の方たちも大いに活用されるなという、そういった太鼓あたりを利用されていない。その場合、そういったAEDあたりを導入された時点での取り扱いの講習会あたりも計画されているものか、その1点をお願いします。

それと、2点目なんですけど、民生費と教育費でおのこの幼稚園と保育園の改修の設計の業務委託ですよね。事業内容を見ますと、ずっと既にテラスの改築だとか、手洗いあたりの改修だとかいう項目を上げられておいて、なおかつ今回、設計の業務を委託という、そこら辺の内容を、この間、私ども幼稚園の様子を見に行かせてもらったんですけど、確かに既に外壁あたりがはげて、補修をせにゃいけんというふうな感じもしたんですけど、そこら辺の内容をもう既にずっと上げられておいて、なおかつ、それに対しての設計業務委託というのは、内容あたりは庁舎内の担当でできないものか、その点ちょっとお願いいたします。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長、答弁を求めます。

**○総務企画課長（相原 守）**

西原議員の1点目のコミュニティ助成の分でございますけれども、コミュニティ助成につきましては、特に脚光を浴びたのが東北の震災があった後に、これは使えるということから、

江北町でも今回、平山のほうが通られたんですけれども、去年は出しておって、滑るというか不採択になっております。これの防災関係については佐賀県に1カ所ないし2カ所ということで、今回、平山のほうが該当というか、採択されたということで、あと2件ほど、2地区からは今のところ相談はあっております。最初3地区だったんですけれども、3地区一遍に出しても無理でしょうという県の話もあったものですから、今回、前回漏れた平山の分をお願いしたところ、採択されたという状況でございます。

また、講習会等については自主防災組織等を通じて、特に平山地区については自分たちで講習会を開いたりとか、消防署に連絡してとか、自主訓練等もなさっているものですから、自分たちのほうでまた対応をされるということで、当然町のほうも一緒にそのときには参加したいと思っております。

以上です。

#### ○武富 久議長

次に、鶴崎こども応援課長、答弁を求めます。

#### ○こども応援課長（鶴崎智子）

西原議員の御質問にお答えをいたします。

町のほうでこれだけ具体的なものが上がっているけれどもということで、計画があそこまでできないのかということですが、私たちのほうが専門的なところに乏しいものですから、そういうところではきちんと専門的な内容で私たちがこういうふうに最善に対処をしていくことができればというようなことで、専門のほうにお願いをして、きちんとした設計をしていただきたいということです。

スロープにしても安全な角度が決まっているとか、そういうことが、私たちが今やっとわかってきたような状況ですので、そういうところでは町役場の中には建設課等のほうにお願いをしたいところですが、やはり専門的には、前は井上議員がいらっしゃったように御相談ができておりましたけれど、実際そういうところできていないということと、端的にというときとかに設計をしていただくということで、通常にしょっちゅうということじゃないわけですね。ですので、委託をして、しっかりとした数字を出して補助金等の助成等に乘せて、県のほうにでもすぐ何かがあったときには対応ができるような対処をしたいと思って計画をさせていただいております。

#### ○武富 久議長

9番西原君。

**○西原好文議員**

内容はよくわかりました。町長にお伺いなんですけど、女性の建築の専門の職員さんが1名かいらっしゃいますよね。私どもからすれば、そういった職員さんも、もっと腕を磨いてもらってと言うぎ失礼なんですけど、私から言えば余分なお金だと思うんですね。職員さんでそういった技能を持っておられる方がいらっしゃるのに、わざわざ設計業務委託、町内のいろいろな補修をする段階で、そこら辺の職員さんが使えるように、例えば一、二年修行に出すとか、民間の企業に派遣するとか、そういったことも考えられたら、大型の設計は別としても、こういった町内の公共物に対してのいろんなメンテナンスあたりの設計ぐらいはその職員さんができることによって、こういった設計業務委託料の削減につながるんじゃないかなというような感じがするんですけど、町長、どがんでしょうか、ちょっとお考えを。

**○武富 久議長**

田中町長、答弁を求めます。

**○町長（田中源一）**

西原議員の御質問ですけれども、議員が言われることはよくわかります。せっかく職員がいるので、職員でさせたらどうかということですが、今回は設計だけをとりあえず先行させて、補助事業等に乘れば——乗ればというか、新しい予算があればすぐできるようにということで、今やっております。そういう中で補助事業等にやるとするならば、やっぱりしっかりした設計というものが必要でもありますし、そして、まだ今の段階でそこまでできるという職員ではないと思いますので、大体言えば、大方のことは大工さんに真っすぐ頼めばいいかもわからないと思いますけれども、その辺がどういう形でといいますか、こういうふうなしっかりした設計を上げておいたほうが、次の仕事がしやすいという形でやっているところがございます。

**○武富 久議長**

ほかにありませんか。1番田中君。

**○田中宏之議員**

風疹予防接種事業について質問ありましたけど、主要事業の3ページですけど、事業内容の対象者の2番目、妊婦の同居者、夫等とありますけど、核家族はこれでいいですけど、同居者、じいちゃん、ばあちゃんとか、一緒に住んどんさつとこはどの辺まで対象にされる予

定ですか。

**○武富 久議長**

北島福祉課長、答弁を求めます。

**○福祉課長（北島 博）**

夫等というのは、通常妊婦の方と同居されていて、一番接触が濃厚な方ということで、ちょっと夫ということを上げておりますけれども、そのほかに、おじいちゃん、おばあちゃんとか、同居されて妊婦の方と常に接触されている場合は、そういった方たちも対象にしたいと思っております。

**○武富 久議長**

ほかにございませんか。4番坂井君。

**○坂井正隆議員**

今回、平山地区の自主防災のほうにAEDというふうなことで導入をされる予定になっておりますけれども、このAEDを江北町内で実際に利用をしたという件数があれば、それとAEDを普通一般の人が使ったときに、運よく助かればいいんですけども、助からなかったというふうなときの責任というのは発生をしないのか。それとAEDそのものは医療行為であるのかないのか、その辺をちょっと教えてください。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長、答弁を求めます。

**○総務企画課長（相原 守）**

坂井議員の質問ですけれども、現在、出先等を含めてAEDを使ったという報告は受けておりません。また、これが医療行為かということですが、一応AEDを使うときには、心配が停止しているというふうな状況があって、緊急時に使うということになるんですけども、医療行為といえ、ちょっとそこ等は確認をしてみたいと思います。通常であれば、心配が停止しているということであれば、お医者さんが来て診断をすれば死亡というような状況になるかもわかりませんが、そこを蘇生させると、あくまでも蘇生させるためのものということで、それが医療行為に該当するのかなというところは、ちょっと不安がありますけれども、福祉課長わかりますか。ちょっと福祉課長のほうに、そこは……。

**○武富 久議長**

それでは北島福祉課長、答弁を求めます。

### ○福祉課長（北島 博）

AEDについては医療行為ではありません。医療行為となれば、当然有資格者、医師の免許を持っているとか、医師の資格があるとか、それぞれの資格が必要になってきますけれども、AEDの場合は全ての方が扱い方を1回習えば、誰でも利用できるような機具になっておりますので、医療行為の範囲内には入ってこないと思っております。（「責任は、結局、もし亡くなった場合の責任は」と呼ぶ者あり）

責任については、通常、刑法とか民法とかいろんな法律がありますけれども、善意で行って、その方がもし、したから亡くなったじゃなくて、しなくても亡くなられる可能性が高いということで、そういう責任というのは出てこないんじゃないかと思っております。

### ○武富 久議長

4番坂井君。

### ○坂井正隆議員

その辺で、この人はもう危なかよとか、そういう判断というのは私たちにはでけんと思うわけですね。人間の生死というのは、今脳死もありますけど、心臓を見て生死を判断するというふうな中に、AEDを使おうかと、今使わないとというふうな判断が私たちにはどうしてもでけん、教育が足らんとか、知識がないとか、非常にし切らんねというふうなところがあって、例えばそういう患者さんがおって、総務課長、じゃ、AEDをしましゅうと、すぐできますか。

### ○武富 久議長

相原総務企画課長。

### ○総務企画課長（相原 守）

私も何回か訓練を受けております。それで、日赤の講習会等も先月行われているということと、消防団員については広域消防のほうから来てもらって、ほとんどの団員が一緒に受けているというふうな状況であります。私も講習を受けておりますから、やり方としては、まず呼吸をしているかということですね。まず、揺り起こしとか、返事があるかどうか、意識があるかどうかを確認した上で呼吸しているか。その後、心肺動いているかという3つの確認。生きていられるかどうかという確認については呼吸しているか、心臓がとまっているか、動いているかというところの確認だと思いますけれども、そこを確実に訓練でしてもらおうという状況になるかと思っております。

**○武富 久議長**

いいですか。5番池田君。

**○池田和幸議員**

それでは、まず事項別の31ページに、教育費の中の幼稚園費の中の賃金ということで、臨時職員賃金とありますけれども、町長の趣旨説明の中に、特別支援員の増員に要する費用330万8千円とありますけれども、これは同じようなことなのか、まず1つこれをお願いします。

それと、さっき幼児教育センターの補修の話がありましたけど、耐震関係はどうなっているのかを1つお願いします。

最後に、先ほどの風疹予防にちょっと関連ですけれども、子宮頸がんワクチンの予防接種のことが今話題になっていまして、厚生労働省が一時的に接種を積極的に勧めることを抑えるという、一時やめたほうがいいんじゃないかということが出ていまして、各市町村、きょうも佐賀新聞には多久市とか載っていましたが、江北町としては今後どういうふうを考えておられるのか、その3点をお願いします。

**○武富 久議長**

鶴崎こども応援課長、答弁を求めます。

**○こども応援課長（鶴崎智子）**

池田議員の御質問にお答えをいたします。

支援員ということでお願いをしております。前年度、200名の園児数に対して担任が13名、そして特別支援を要する——特に気になるお子さんですね。私の園のほうに来るときには、まだ3歳児健診を受けていないお子さんもいらっしゃいますし、それから3歳になったからといっても、すぐにわかるというようなことでもなく、お預かりをする中の生活をしていく中で、やはり少し、よそのお子さんとは——お手伝いをしてあげることが必要だなというようなお子さんが確かに今ふえてきております。

その中で、去年は支援を要する子14名でした。今年度は園児数が189名ということで職員数は変わっておりませんが、支援を要する子供の数が17名とふえております。全体的にはそういうところで、言語障害があったりとか、または発達が少し遅いとか自閉的な傾向にあるとか、診断を出されていらっしゃる方もいらっしゃいますし、今ここで私たちのほうでは、こまではというふうなところからは専門機関のほうを御紹介したりしながら、早いうちにお



子さんの指導に変えていくことで、やっぱり私たちが先に見ているのは、将来的にはちゃんとした社会生活ができるように育てていきたいという高い目標を持っておりますので、その段階ではやはり細やかな指導、1つのことを10ぐらいに分けた指導が必要なお子さんが、このところふえてきているということです。

それで、やはり1対1のかかわりなり、少数のグループづくりをしたりとか、そういうことで早目に対応をしていくことで、その本来持っているところの子供たちの行動を少しずつ変えていってあげる、吸い込んでいくというふうなところの指導が必要となってきました。

今、300万円と言われましたけれども、これは民生費のほうの中の児童館のほうの放課後児童クラブですね。放課後児童クラブの中にもお預かりをしているお子さんの中には、手帳を持っていらっしゃるお子さんとかを今お預かりをしております。突発的にこだわりがあったりとかして、すれ違いざまに、ぼんと人をたたいたりとか、たまにそういう行動が出て、やはり近くに指導員が必ずついていたほうが、他の子供さんにも危害があってもいけないし、本人さんは、そこで自分が悪いことをしているというような思いで行動をしているわけでもありません。やっぱり脳に少し病気があったりとかというようなことで、そういうふうにして支援を必要としているということです。

全体的にそういうところでは、担任だけでは指導がなかなか行き届かない。今1人特別支援の先生に来ていただいております。ところが、どうしても学年に、年長に4名、そして年中、4歳児さんに6名で、3歳児さんに4名、2歳児に3名、計17名というようなことで、やはり指導を要することなので、各学年に1人ずつ指導の先生についていただけたら安全に生活を過ごしていけるし、その子たちの生活も改善がなされていくということで、今回お願いをしております。児童館のほうもそういうことでお願いをしております。

以上です。（「耐震関係は」と呼ぶ者あり）

耐震に関しましては、調査等はやってはおりません。ただし、平成に建てた建物ですので、調査等の該当項目には入ってきてはおりません。やはり昭和ということで、耐震のほうは永林寺保育園さんのほうは耐震の調査等はされておりまして、そういうところでの対応で、別にそこまでの必要がないというようなことで、県のほうには報告をさせていただいております。

以上です。

**○武富 久議長**

北島福祉課長、答弁を求めます。

**○福祉課長（北島 博）**

議員御質問の子宮頸がんワクチンの件ですけれども、この件については今月の区長会で、6月4日ですけれども、対象者の方約50名に対して積極勧奨ということで、その当時通知を差し上げております。その後、言われたように、子宮頸がんワクチン自体は定期接種ではあるんですけれども、積極勧奨を控えるということで、国のほうで今決まっておりますので、県の医師会とかそういったところを通じて、各医療機関にはその旨全て通知が行っております。それとあと、7月の広報にどうかこうにか企画のほうにお願いをして、7月の広報には載せるように、どうか滑り込ませていただきました。

それと個人通知については、もう既に第1回目の接種をされた方がおられるということで、2回目、3回目の接種についてはお医者さんと相談しながら、最終的には御父兄の方の判断になってくると思いますが、早いうちに国のほうでもきちんとした指針を示していただければと考えているところです。

個人通知については、今、近隣の市町と情報交換をしながら、こういった形であるかということですね。テレビでも報道されておりましたけれども、4月の初めごろ、もう通知をされたところについては積極的な勧奨をしないということで通知をされたということですが、うちが通知を出したすぐだったものですから、全ての医療機関に対して、医師会を通じてされているということと、町内の医療機関についても保健センターのほうから連絡をとっていきたいと思っております。

**○武富 久議長**

5番池田君。

**○池田和幸議員**

幼児教育センターの件は、そしたら増員に関しては特別支援者というのは、ある程度保育士等の免許を持っている方ということなのではないでしょうか。さっき言った臨時職員と同じことですよね。

それと子宮頸がんの件ですけれども、その件で、前に中学生を対象にということで、私もたしか総括のときにも意見を述べたと思いますけれども、積極的にお願いしますと私からもお願いしていた中で、今回こういうことになったもので、中学校への対応等はどうかされてい

るのか、お願いします。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長、答弁を求めます。

○こども応援課長（鶴崎智子）

給食に関する御質問ですかね。今の御質問、もう1回質問をお願いいたします。済みません。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

言ったのは、特別支援職員の方々は保育士等の免許を持った方を増員という形でされているのかということです。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

済みませんでした。

専門の職場に勤めていらっしゃるような方でも、非常勤でお勤めになったりとかしていらっしゃる方もあるかと思います。経験者等、保育士の資格等を持っていらっしゃれば、なおさらよろしいんですが、今なかなかそういう人もいらっしゃらないし、ちょっとなかなか見つかることが難しいというような状況です。

その中でも退職をされたような方の中で、そういうふうにして施設のほうにお勤めになっていらっしゃるりとか、そういう方もあるのではないかなということで、ちょっと公募をかけたいなと思っております。

賃金ということですので、うちの非常勤の方と同じような条件です。町の雇用と同じです。

○武富 久議長

北島福祉課長、答弁を求めます。

○福祉課長（北島 博）

中学校への対応ということですが、当然対象者の子供たちが中学生ということで、中学校のほうにもちょっと情報を提供して、周知徹底を図っていきたいと考えております。

○武富 久議長

2 番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

ちょっとお伺いしたいのは、主要事業説明書の中のコミュニティ助成事業がありますけれども、これは今回だけの事業なんですかね。

それと、先ほど来から A E D の話が出ておりますけれども、これは今回、平山地区の自主防災さんが一応申請されて助成を受けたということなんですけれども、もしこのコミュニティ助成事業があれば、今後、その他各集落の防災組織あたりにこういった申請があれば可能か。

それと、もう 1 点は、これは消防団に対してもそうですけれども、各消防車にそういった A E D を配備するというようなことは考えておられないか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長、答弁を求めます。

**○総務企画課長（相原 守）**

大隈議員の質問にお答えしたいと思います。

コミュニティ事業につきましては、もう過去何十年という状況で各地区の浮立太鼓等についての整備が図られてきております。今回、先ほども申しましたように、防災組織に対する助成というのが、今回初めて江北町としては通ったという状況でございます。そしてまた、こういったものがありますよというものにつきましては、毎年、区長会の折にこういったものがありますから、手を挙げてくださいということでお話をしているところです。

自主防災、平山で今回通ったんですけれども、先ほど申しましたように、あと 2 地区の区長さんのほうからも、うちも上げたいということで、また来年、その 2 地区のほうから申請があるかと思っております。こういったものの広報については極力使えるものがある。これは以前、民主党政権のときに事業仕分けになって、こういったふうな採択がかなりおくれたということもございますけれども、今回はこの 6 月補正に間に合ったという状況でございます。

あと、A E D を消防車につけたらどうかということですが、それも 1 つの案なのかなとは思いますが。ただ、全ての消防車につけるというのもどうかなと思うんですけれども、消防車は広域消防であれば、通常しょっちゅう特に出動するという機会が高いと思うんです。

けれども、我が町は一昨年は無火災というふうな状況で消防車の出動自体がちょっと少ないということもあって、これは今後検討させてほしいと思います。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

私が聞きたいのは、消防車につけろというのは、消防団員の方も一応そういったAEDの訓練をされていますので、もしよければ、そういったことを今後考えていただきたい。もし緊急性のある場合は、各消防団にそういったAEDがあれば便利かと思っておりますので、そういったことも考えて、今後検討していただきたいと思っております。答弁はいいです。

○武富 久議長

ほかにございませんか。8番古賀君。

○古賀 成議員

8番古賀です。23ページですけれども、地籍調査費△2,014万4千円、これについて進捗状況とか、あるいはその後について説明を詳しくお願いします。

○武富 久議長

柴田建設課長、答弁を求めます。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの地籍調査の進捗状況ということでございますけれども、今現在、下小田地区、西分、昔の構造改善地区ですね。その分の登記作業というか、そこら辺の作業をやっておりまして、ことしで完了ということで進んでおります。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

地籍調査、大変御苦労さまでございました。長期にわたってなされて、特に建設課長初め担当者の方は本当に御苦労なされたのではないかと思います。私も区長をやっていたとき、あるいは区長会の副会長のときに、これは随分推進委員として携わってきたものですから、非常に興味があるんですけれどもね。ただ、今も終了するというお話でございますけれども、その後はどうなされるのか。ただ地籍調査で法務局に登記した、それで終わりなのか。ある

いは税についてどういうふうになされるのか、その辺をもう少し詳しく説明できますか。お願いします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長、答弁を求めます。

**○建設課長（柴田敏彦）**

今後の地籍調査の対応といいますか、それについては庁舎内の体制になるものですから、そこら辺については、ちょっと私のほうからはどういう体制になるのか、そういう境界とかなんとか、そういうものが当然税務関係の対象になるということで、境界については当然建設課のほうで対応できるかとは思いますが、今後どういう形になっていくのかは、庁舎の体制……（「地籍調査をした効果はどういう……」と呼ぶ者あり）

地籍調査の効果については、当然、境界立会とか面積の確認とか、そういうものについてはしっかりした資料がありますので、正確な数値を出していけるということで、十分活用しております。

**○武富 久議長**

8番古賀君。

**○古賀 成議員**

大変だだと思いますが、各法務局に登録されて、いろいろな問題点も浮き上がってきたんじゃないかとは思っておりますが、ちょっと建設課長としては——そうですかね。それはやっぱり町民課長との税の問題等もあるし、その辺の横の連絡がどういうふうになっているのか、あるいは税の問題でどうなっているのか、その辺の横の連絡、その効果がどうだったのかということまでしないと、地籍調査をした意味がないんじゃないか。そういうことで、担当課長としては御苦労さまでしたということですけども。

それで、公用水面ですね、課長。公用水面ですか、公有水面ですか、用語としてはどちらなのか。それで公有水面については担当課長としてどういうふうにご考えておられるのか。町内に、もう至るところ、地籍調査が終わるといようなお話でございますけれども、こういうふうな取り扱いはどういうふうにお考えになっておられるのか、説明をお願いします。

**○武富 久議長**

柴田建設課長。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの公有水面については、当然町有地ということで、うちのほうの管理になりますけれども、普通の、うちの管理といいますか、財産管理については、境界とかそういうものについては建設課のほう、町のほうでやりますけれども、あとの管理については地元の受益者の方でやっていただきたいというふうに考えておりますけれども。

以上ですけど。

**○武富 久議長**

8番古賀君。

**○古賀 成議員**

地籍調査は、ただ調査済んだらそれというようなことじゃなくて、やっぱり用語としては公有水面ですね。公有水面はどういうふうに町として考えておられるのかということをやっと担当課長に聞いたつもりですが。

これは何年前か、私はこの公有水面について一般質問でやったとき、そのときの担当課長は、公有水面についてはしばらくの間、現地調査で進んでいくと。その後はどういうふうになるのか、今後の問題だというふうな答弁だったと思いますが、それはそうだと思いますが、やっぱり地籍調査が終われば、公有水面等も町内至るところにあると思います。私もありますけれどもね。

そういうことで、公有水面について副町長、町としてどういうふうに考えておられるか。

**○武富 久議長**

古賀議員、公有水面の今後の維持管理ば聞きよっと。（「ええ、そういうことです」と呼ぶ者あり） どういうふうなことを聞いたかこっちゃい、その辺をはっきり。

**○古賀 成議員**

だから、至るところあるから、執行部はどういうふうな考えを持っておられるか。

**○武富 久議長**

山中副町長、答弁を求めます。

**○副町長（山中秀夫）**

古賀議員にお答えします。

公有水面については地主、近辺の人が必要だということで売り払いの申請が出たとき等については、そういうようなものについても整理をしていきたいと思っております。

それから、先ほど言われていたんですけれども、地籍調査の一番の効果は、税の平等化と

いうですか、それです。ですけれども、宅地がどれだけふえたとか、農地がどれだけふえたということということは、ずうっと年々変わってきてはいる、その数字はわかると思いますけれども、今は何がどれだけふえたとういうことは、ずっと田も宅地に変わったりとかしていますから、その辺のことははっきりわかりませんが、ずうっと数字を追っていけば、その辺のことはわかると思います。でも、今のところ、その資料は持ちませんので、よろしいでしょうか。

**○武富 久議長**

8番古賀君。

**○古賀 成議員**

そこで、税ですよ。私は当初から早く済んだところは、もう法務局登記して税は。だけど進んでいないところは、まだそのままなんですね。やっぱり税の公平からいえば、早く速やかに済ませる、そういうためにはということで、行革で地籍調査課を建設課に吸収されて早急に進むというふうな行革だったんじゃないかならうかと思っております。

それで税ですが、公有水面、これは町民課長、税について、建設課では地籍調査は終わった。あとは今度は税の問題になりますね。税の公平、不公平で、今の公有水面について、そのままほったらかすのか、町民の申請に基づいて町が廃棄して町民に買い取ってもらうというようなことになるとは思いますが、その辺の税について、所見があれば説明をお願いします。

**○武富 久議長**

平川町民課長、答弁を求めます。

**○町民課長（平川智敏）**

ただいまの古賀議員の御質問にお答えをいたします。

公有水面につきましては、税のほうはちょっと非課税ということで対応いたしております。その公有水面を個人に払下げという……（発言する者あり）ことにつきましては、ちょっと建設課長のほうがよろしいかと思っております。（発言する者あり）

**○武富 久議長**

柴田建設課長、答弁を求めます。

**○建設課長（柴田敏彦）**

占用についてはうちのほうで管理をしておりますので、建設課のほうに占用願を出してもらえば、それに基づいて、うちのほうから許可を出しております。



以上です。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

だから、私は用語は詳しくないから、占有なのか公用なのか公有なのか、その辺の用語として当初は言ったつもりですが、占有されている——これは今、課長は申請書を出してということ、そうすると今、全部公有水面は申請書を出して各町民は利用しているわけですかね。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

そういうことです。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

例えば、町民から町の公有水面を買い取りたいと、そういうふうな後の処置、そういうのはどういうふうに考えておられますか。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

公有水面を買い取りたいという申請があれば、公有水面としての機能があるかないかということで、そこら辺を判断して公有水面としての機能を外してもいいということであれば、できるわけではありませんけれども、検討する価値はあるかと思っております。

○武富 久議長

まだあるですか。8番古賀君。

○古賀 成議員

ちょっと私の説明がよく課長には浸透していないのかなと思ひまして、私が公有水面を実は払い下げを——町が廃棄していただいて、そしてそれを買い取ることにしました。だから、相当内容は課長も税務課長も詳しいんじゃないかなろうかと思って、ちょっとお尋ねしたけれども、どうも私の質問が悪いのか、そういう気がしてなりません、その辺、もう少し検討し

ていただければと思います。

私は、実は今、うちの周りのところを3軒、町の廃止をしていただいて、それを買い取るようにしております。ほったらかしとってもいいんですけどね、ただそれはずうっと以前、一般質問したとき、そのままいいのかなと思っておったんですけど、やはりそろそろ自分の身辺整理もしなきゃなりませんので、子供や孫にそれをつけて残したくないものですから、そういうことにしておりますが、これは町民課長も私、御相談しておりますがね。そういうことで、町の至るところに公有水面があると思いますが、その辺はひとつしっかりと対応し、御指導をしていただきたいということをお願いして終わります。

#### ○武富 久議長

ほかに。4番坂井君。

#### ○坂井正隆議員

公有水面という質問が出たわけですがけれども、公有水面の買い取りとかいう話が出ておりますけど、この公有水面の買い取りというのは、その用途といいますか、水路としての用を足していない、要らないというふうなところについて売買をするというふうなことだと私は理解をしておりますけれども、私の質問は国調をしたことによって、暗渠型の水路とか、そういうのがあるわけですがけれども、その辺で民地と公有水面との境界というのも、国調によって地元の人々の立会のもとに確定をしたと思います。

そういう中で、水路上に建物が建っておるというふうなことについては、どういうふうな取り扱いを今後していくのか。今の占用物件として水路の占用契約を結んで占用料を取るのか。あくまでも公有水面という意思表示をしないと、またずうっと時間がたてば、公有水面の上にはずうっと構造物がある、建物があるというふうなことが続くと思いますので、国調で確定をしたわけですから、占用の申請があっていないところについては、占用の申請をしてもらうというふうなことで、あくまでも公有水面は公有水面として保存をしていかななくてはいけないと私は思うわけですね。せっきくの国調でございますので、その辺をこの際、はっきりして、ただ、くだけ打っただけじゃなく、その辺は国調をしたことによって宿題ができたというふうなことで、あと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

#### ○武富 久議長

柴田建設課長、答弁を求めます。

**○建設課長（柴田敏彦）**

ただいまの占用についての今回、国調をしたことによって、新しくそういう箇所が出てきたということがございます。確かに数多くあります。それについては、今後、本人の方も、以前からずっとそういう形で来ていたということもありまして、今後、所有者の方、また占用、そこら辺については十分検討して、お互い占有にするのか、買い取りにするのか、また占有しておる構造物、そこら辺もいろいろありますので、そこら辺等も考えて、今後、協議をしていかなければならない問題だと思っております。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

いいですか。9番西原君。

**○西原好文議員**

34ページでちょっとお伺いしたいんですけど、今回の補正でほとんど職員さんの今回の条例に伴う給与削減だと思うんですけど、1つお聞きしたいのは、勤勉手当についてはどのような内容というか、職員さんに払われることだと思うんですけど、今回の条例改定に勤勉手当あたりも該当するのか、それと勤勉手当を支給する内容というか、規定というか、そういったのが町のほうでどのように考えられているのか、その点をちょっとお願いいたします。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

町長のほうからも提案理由の折に話を提案したと思えますけれども、今回はあくまで本俸というか給料のみということで、手当については調整をしないということしておりますから、今回、期末勤勉手当等につきましては影響をさせないということにしております。

以上です。（発言する者あり）

期末手当、勤勉手当と分かれておりますけれども、これも条例上にありますように、半年間、今は3月がないもんですから、半年間分の職員の勤務状況がよかったというものに対して勤勉手当として支払いをするということにしております。

**○武富 久議長**

9番西原君。

**○西原好文議員**

勤勉手当については、個人個人差が生じるということで理解してよろしいですかね。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長。

**○総務企画課長（相原 守）**

以前、町長のほうから勤務評価の折にも話があったと思いますけれども、今現在のところは、まだ勤務評価を給料に反映すると、給料をこういったふうな手当に反映するというところまでは取り組んでおりません。今後、取り組むというふうな状況になっていこうかと思えます。今現在のところは一律になっております。

**○武富 久議長**

9番西原君。

**○西原好文議員**

私どもも、正直言って勉強不足で、そこら辺の勤務評価の評価した時点で、もう何年か施行されておりまして、評価した時点で、どこで職員さんの評価というか、結果が出てくるのかなというふうなことで、例えばOBの方だとかでお話をする中で、勤勉手当については町長が、例えば優秀な職員に対してはちょっと多目に払おうとかいようなことができるというようなことをお聞きしまして、ぜひ町長、当初予算で同僚議員も質問されていましたが、そこら辺の職員さんの仕事に対する意欲が出る出らんというのは、どこかでやっぱりあれをつけてやったら、もっと働きがいのある職場になると思うんで、そこら辺の勤勉手当あたりの差は企業並みにつけても当然じゃないかなという気がするんですけど、そこら辺、町長どうでしょう。

**○武富 久議長**

田中町長、答弁を求めます。

**○町長（田中源一）**

議員言われるとおり、私は今度の夏からつけたかったわけですがけれども、一応今回、夏は間に合わなかったということで、冬のボーナスからは勤勉手当に差をつけたいと思っているところでございます。

**○武富 久議長**

ほかに。2番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

事項別明細書の27ページの門前～観音下線の件ですがけれども、この件に関してはもう用地

買収がほとんど終わっておるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問の門前～観音下線の用地買収につきましては、まだ終わっておりません。ことし、また全てを計画しております。

以上です。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

あとどれぐらい用地買収が残っているか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

今現在、あと3名ほどですかね、残っております。面積的にはあと4分の1程度ですね。ちょっと詳しくは、また後で報告したいと思いますので。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第30号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第5 議案第31号

○武富 久議長

日程第5．議案第31号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

これは町長の趣旨説明の中の4ページ……

○武富 久議長

マイクを使ってください。

○土淵茂勝議員

済みません、マイクここにあると思うてですね。

町長の趣旨説明のところ、4ページですけれども、ここに無資力ポンプに関連して、東古川排水施設の電力形態の変更というのがありましたですね。これをちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

柴田建設課長、答弁を求めます。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの東古川の電力形態の変更については、今現在もモーターが1基あります。その動力用として、6,600ボルトを前までは引き込んでいたわけでございますけれども、昨年、発電機を更新しまして、その発電機の能力を上げまして、受電を200ボルトに変更したということです。その費用として、53万7千円ですかね、その分が必要になるということでございます。電力形態の6,600ボルトから200ボルトへの変更ということでございます。（「6,600から」と呼ぶ者あり）6,600ボルトから200ボルトへの変更ということでございます。（「200ボルトに変わったということ」と呼ぶ者あり）はい、そうです。モーターのほうは発電機のほうで回すということで、そういうふうに変更をしました。

○武富 久議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第31号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第6 議案第32号

##### ○武富 久議長

日程第6．議案第32号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

##### ○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第32号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第7 議案第33号

##### ○武富 久議長

日程第7．議案第33号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

##### ○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第33号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第8 議案第34号

##### ○武富 久議長

日程第8．議案第34号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

済みません、5ページの農業集落排水事業、一般会計への繰入金が320万円ほど減額になっておりますけど、その繰入金の減額になった説明だけお願いいたします。

○武富 久議長

谷口環境課長、答弁を求めます。

○環境課長（谷口 学）

西原議員の質問にお答えいたします。

4月の人事異動による人件費の減であります。（「これも人件費ですか」と呼ぶ者あり）

はい。（「はい、わかりました。済みません」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第34号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第35号

○武富 久議長

日程第9．議案第35号 江北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長



討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第35号 江北町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

**日程第10 報告第2号**

**○武富 久議長**

日程第10. 報告第2号 平成24年度江北町一般会計補正予算(第9号)の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、報告第2号 平成24年度江北町一般会計補正予算(第9号)の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

**日程第11 報告第3号**

**○武富 久議長**

日程第11. 報告第3号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、報告第3号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

**日程第12 報告第4号**

**○武富 久議長**

日程第12. 報告第4号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、報告第4号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

**日程第13 報告第5号**

**○武富 久議長**

日程第13. 報告第5号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、報告第5号 平成25年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

**日程第14 議案第36号**

**○武富 久議長**

日程第14. 議案第36号 江北町小型動力ポンプ付積載車整備事業物品売買契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

**○西原好文議員**

今まで、こういった小型ポンプについては、こういった承認を受けていなかったような気がするんですけど、今回の7部と11部ですかね、現在のポンプ車の取り扱いなんですけど、処分されるときにはもう全然業者さんに任せるといような形になるものか。

何でかといいますと、あのポンプ自体は性能がいいものですから、例えば欲しいという方もいらっしゃるし、農業関連の方で、例えばレンコンとかあれすると、ポンプあたりも使いたいとか何とかいう意見も前に聞かれたことがあるので、そこら辺の廃棄処分されるポンプについての取扱いは、今までは業者さん任せなのか。それとも、例えば広報あたりに今回こういった処分しますよと、必要な方は町のほうに申し出てくださるか、そういった考えができないものか。総務課長、お願いいたします。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長、答弁を求めます。

**○総務企画課長（相原 守）**

原則として、車両は処分してもポンプ自体は処分をしておりません。水防倉庫等に置いて、例えば以前あったんですけれども、干ばつのときに水がないということで上部のほうに上げてくれとかいったときにも、ちょっと業者のほうから借りてきた経験もあったものですから、そういったときには中継したりとかいうことも必要になってくるということから、処分をしないで、災害時等を含めた対応をするために水防倉庫のほうで管理をしております。

以上です。

**○武富 久議長**

7番土淵君。

**○土淵茂勝議員**

落札の金額と、それから契約金額が出ておりますけれども、消費税との関係が出てくると思うんですけど、過疎対策事業でこれを行うと、これをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

**○武富 久議長**

相原総務企画課長、答弁を求めます。

**○総務企画課長（相原 守）**

今回の小型ポンプにつきましては、単独事業というんですか、補助が入らない事業、国庫補助対象にはなっておりません。ということから、その財源としまして過疎債が対応できるということで、過疎債を対応して導入を図るということで進めている事業であります。（発言する者あり）

過疎債は、原則は100%充当ということが可能であります。当初予算上においては、過疎の分では——ちょっとお待ちください。済みません、当初予算の主要事業の分をちょっと調べているものですから。一応できるだけ一般財源を少なくすると。入札でかかって減額されたら、されたときなりの充当率を上げていくということで、極力一般財源の持ち出しが少ないようには対応するようにしております。今回ですと、860万円ですから、900万円ですから、900万円相当の過疎債を充当するようになるとお考えいただいて結構だと思います。

**○武富 久議長**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

2 番大隈君。

**○大隈敏弘議員**

私、ちょっと聞きたいのは、一応こういった積載車は今度入札されたんですけど、入札方式でされたと思いますけれども、これは極秘かどうかわかりませんが、どういったやり方で入札方式あたりをやっておられるか、そこら辺わかればちょっとお願いします。

**○武富 久議長**

山中副町長、答弁を求めます。

**○副町長（山中秀夫）**

入札は町の指名委員会に諮りまして、町の指名届が出たところから選別をして、近いところからということで普通はしますけれども、5者以上から入札するというので、指名委員会は5月31日にして、入札のほうを6月7日にして、きょうの議会に諮っているということでございます。

**○武富 久議長**

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、議案第36号 江北町小型動力ポンプ付積載車整備事業物品売買契約の締結については、原案どおり可決と決しました。

**日程第15 請願第1号**

**○武富 久議長**

日程第15. 請願第1号 「生活保護法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書」を採択するよう求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。請願第1号については委員会付託を省略することに決しました。質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立少数であります。よって、請願第1号「生活保護法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書」を採択するよう求める請願は不採択と決しました。

#### 日程第16 請願第2号

**○武富 久議長**

日程第16. 請願第2号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門など実施することを求める意見書を採択するよう求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。請願第2号については委員会付託を省略することに決しました。質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、請願第2号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門など実施することを求める意見書を採択するよう求める請願を採択することに決しました。

**日程第17 請願第3号**

**○武富 久議長**

日程第17. 請願第3号 教育予算の充実を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

異議なしと認めます。請願第3号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○武富 久議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○武富 久議長**

起立全員であります。よって、請願第3号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願は採択することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開10時40分。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

それでは、報告いたします。

平成25年6月定例議会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第27号 議案第28号

議案第30号歳入全部と歳出のうち ①議会費 ②総務費 ③民生費 ④衛生費のうち

1. 保健衛生総務費 2. 予防費 ⑦商工費 ⑨消防費 ⑩教育費

議案第32号

○産業常任委員会付託分

議案題30号歳出のうち ④衛生費のうち 3. 環境衛生費 ⑥農林水産業費 ⑧土木費

議案第31号 議案第33号 議案第34号

以上でございます。

○武富 久議長

以上のとおり各委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。どうもお疲れさまでした。

午前10時41分 散会